

提案要求書

令和 7 年 9 月
東京 都

配偶者暴力対策の総合的な推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 配偶者暴力相談支援センターに対する支援を強化すること。
- (2) 実効性のある配偶者暴力加害者対策の検討を進めること。

<現状・課題>

平成13年に配偶者暴力防止法が制定されて以来、5度の法改正等により、配偶者等からの暴力の防止及び被害者に対する支援等の対策は充実されてきた。

また、令和6年4月に施行された改正法により、保護命令制度の拡充への対応など、新たな課題への対応も求められており、さらなる対策の充実が必要となっている。

しかしながら、区市町村の体制整備や被害者の自立に係る国の支援はいまだ不十分である。

また、加害者対策についても、国は配偶者暴力被害者等支援調査研究事業において支援を開始しているが、実効性ある対策を講じていくためには、引き続き検討すべき課題がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都及び区市町村が、女性相談支援センター以外の施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす場合において、女性相談支援センターと同様に、国の補助対象とするなど必要な支援を行うこと。
- (2) 配偶者暴力の防止と被害者等の保護の観点から、必要な法整備や専門的知識を持つ人材の育成など実効性ある加害者対策について検討を進めること。

令和7年9月

内閣府男女共同参画局長

岡 田 恵 子 殿

東京都生活文化局長

古 屋 留 美